

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第19条第6項に基づく情報の公表について

令和6年6月

1. 採用した職員に占める女性職員の割合(令和5年度に採用した職員)

総数	うち女性	女性割合
53人	18人	33.9%

(うち、一般職試験採用者)

総数	うち女性	女性割合
4人	3人	75%

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和6年3月時点)

総数	うち女性	女性割合
17人	0人	0.0%

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和6年3月時点)

役職段階	総数	うち女性	女性割合
指定職級	4人	0人	0.0%
課室長級	13人	0人	0.0%
課長補佐級	80人	17人	21.3%
係長級	55人	15人	27.3%

4. 男女別の育児休業取得率^{※1}(令和5年度実績)

男性取得率	女性取得率
66.7%	100.0%

※1 令和5年度中に新たに育児休業が可能となった職員のうち、育児休業を取得した職員の割合

5. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率^{※2}

	取得率
配偶者出産休暇を取得した職員	100.0%
育児参加のための休暇を取得した職員	83.3%
配偶者出産休暇と育児参加のための休暇 を合わせて5日以上取得した職員	83.3%

※2 令和5年度に、男性職員で出生から1年間で配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得した職員の割合

※ 上記は、女性活躍推進法第21条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報も含まれます。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：個人情報保護委員会

1 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.4%
全ての職員	78.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表に基づき一律に決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	—
地方機関課長・本省課長補佐相当職	94.0%
係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31年～35年	74.9%
26年～30年	78.2%
21年～25年	76.2%
16年～20年	76.6%
11年～15年	91.0%
6年～10年	82.8%
1年～5年	96.9%

* 地方公共団体からの出向者は、出向前の勤続期間を含まない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 女性職員が存在しない該当区分欄は「—」と記載している。